

監査結果に係る措置通知書

ガス局		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 週休日勤務の振替について</p> <p>週休日勤務の振替については、「ガス局職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年3月31日ガス局規程第5号）」により、当該勤務することが必要である日を起算日とする4週間前の日から4週間後の日までの期間内にある勤務日を週休日に振り替えることができる」とされている。</p> <p>ところが、経営企画課、リビング営業課、お客さま設備課、工事サービス課、料金課及び導管管理課では、この期間を超えた振替が行われていた。</p> <p>週休日勤務の振替については、関係規定等を十分確認のうえ、適切に処理する必要がある。</p>	<p>週休日振替の決裁を行うにあたり、定められた期間内であることが一目で確認できるよう、決裁欄とは別にチェック欄を設ける形で承認簿の様式を変更し、所属長及び係長が決裁時に確実にチェックするよう改めた。</p> <p>なお、承認簿については、サービス担当課である総務課において、適切に処理されているか随時再確認を行うこととした。</p>	